



研究レポート

No.320 May 2008

「革新創造国」造りに向かう中国のチャレンジ

上席主任研究員 金 堅敏

富士通総研(FRI) 経済研究所

「革新創造国」造りに向かう中国のチャレンジ

上席主任研究員 金堅敏

jjm@jp.fujitsu.com

【要旨】

これまで世界の経済誌を賑わした中国の「世界の工場」化は、不足経済に代表される国内・対外発展の不均衡をもたらし、海外では「メイドインチャイナ」製品の品質問題が多発し、中国製品に対する消費者の信頼性、特に中国製の食品や医薬品に対する信頼性も急低下してきた。「世界の工場」の発展は限界に達した。もっとも、中国の胡錦濤政権も、このような発展の限界を認識し「科学的発展観」を提起しバランスの取れた社会発展を目指している。外資主導・輸出主導の工業化戦略の下での低コスト政策を改め、成長を伴った労働分配率の向上、選択的外資政策の採用、環境コストの内部化などの施策による消費構造・産業の高度化政策を矢継ぎ早に打ち出した。長期的には、「革新創造国」（「创新型国家」）を目指すこととしている。

本研究は、中国産業経済発展が直面する問題と課題、胡錦濤政権の政策対応を整理・分析した上で、結論として、1) 現在、「踊り場」に差し掛かっている「世界の工場」をもたらした中国生産政策は、急速な工業化を実現した「功」もあれば、産業高度化を遅らせた「罪」もあること、2) 「低コスト政策」の転換は生産分野に進出した外資にとって「経営環境の悪化」を意味するが、それは中国の意図されたものであり、一部労働集約外資を撤退させる政策目標でもあったこと、3) 国有経済支配の動きや深刻な知財侵害問題を引きずりながら、「革新創造国」造りには限界があることなどを挙げた。持続可能な発展戦略を実現するためには、1) 市場原理を基本にすること、2) 知的創造尊重社会を形成すること、3) 最終的には契約社会・信用社会の構築が必要不可欠であることを提示した。

キーワード: 「世界の工場」 産業政策 外資政策 「革新創造国」 知財保護

目 次

ページ

1. はじめに	1
2. 中国産業発展の限界と課題.....	2
2.1 「世界の工場」となった中国.....	2
2.2 顕在化する「世界の工場」の課題.....	3
3. 高付加価値に向けた外資政策の転換.....	6
3.1 産業高度化に活かす外資政策へ.....	6
3.2 外資に大きな影響を与える政策の転換.....	7
3.3 中国の政策調整に伴う外資行動の変化.....	9
4. 「革新創造国」造りに動き出す中国.....	13
4.1 弱い技術革新能力.....	13
4.2 技術革新の政策推進.....	14
4.3 ハイテク産業育成と台頭する民間セクター.....	16
4.4 産業高度化・イノベーション戦略の限界.....	19
5. 中国産業経済発展のゆくえ.....	22
5.1 まとめ.....	23
5.2 中国産業経済の将来性.....	24
参考文献	25

「革新創造国家」造りに向かう中国のチャレンジ

上席主任研究員 金堅敏

jjm@jp.fujitsu.com

1. はじめに

1980年代以降、中国は積極的な外資導入政策による工業化を進め、海外から大量の生産移転を引き受けるとともに海外から技術を導入した国内企業の育成に努めた。現在、世界中に「メイドインチャイナ」の製品が輸出され、消費者は「廉価良質」と思われる中国製品を満喫し、中国は「世界の工場」と称されるようになった。世界各国と中国は、国際分業のメリットを享受し、Win/Win 関係が深まった。日本社会も、一時の「中国脅威論」が下火となり、対中投資や対中貿易を通じて中国の「世界の工場」化から大きな便益を享受し、対中依存の度合いを深めた。

ところで、量的に拡大された中国の「世界の工場」化は、「電荒」（電力不足）、「油荒」（石油不足）、「地荒」（工場用地不足）、「民工荒」（ワーカー不足）などの問題に代表される国内経済発展の不均衡をもたらし、環境汚染物質の大量排出に伴う環境悪化、地域格差の拡大、偽造品の氾濫で生活用品に対する消費者の根強い不信などの社会問題も深刻化となってきた。また、海外に輸出された「メイドインチャイナ」製品の品質問題が多発し、中国製品に対する消費者の信頼性、特に中国製の食品や医薬品に対する信頼性は急低下してきた。さらに、海外の一部メディアは、中国を「コピー天国」と称して模造・コピー品被害の深刻さを報じるようになった。中国製品の「廉価良質」のイメージは崩れつつあった。

このように、中国は、「世界の工場」を勝ち取ったとたん「メイドインチャイナ」危機に直面せざるを得なくなった。これまで、外資は広大な国土や豊富な労働力、資源を当てにして労働集約の組み立て産業の移転先として中国を活用してきた。中国政府も外資誘致競争での優位性としての廉価な立地拠点を政策で維持してきた。しかし、「メイドインチャイナ」危機の発生は、これまでの中国の工業化政策が健全に機能し得なくなり、このような政策によって築き上げてきた「世界の工場」の成長は限界に達し、持続可能に大きな疑問を抱かざるをえなくなった。中国も、「世界の工場」の前方には「落とし穴」があると認識し、「メイドインチャイナ」から「クリエートインチャイナ」へのシフトを急ぎ始めた。

最大の貿易相手国となり、アジアでの最大の投資先である中国の産業経済の方向性は、日本経済の将来性を左右する重要なファクターとなった以上、対岸の火事ではなくなっている。本研究の目的は、このような「メイドインチャイナ」危機はなぜ発生したか、中国はどのように対応しようとしているのか、中国の産業経済の将来性を、産業政策の視点から検証することにある。

2. 中国産業発展の限界と課題

2.1 「世界の工場」となった中国

2001年12月のWTO加盟は中国の産業発展に大きなチャンスをもたらした。農林水産などの第1次産業は縮小し、製造業を中心とする第2次産業と第3次産業は大きく伸びてきた。第2次産業では、グローバルな産業再配置の動きを生かした中国の外国資本の直接投資誘致政策が功を奏し、外資企業の生産拠点が設置され、或いは外資から技術を導入した地場産業が育成された製造業は大きく生産を伸ばした。図表1が示すように、製品の生産量はうなぎ上りに拡大してきた。

例えば、粗鋼生産量は、2002年の1.8億トンから2007年の4.9億トンにまで拡大し、世界粗鋼生産量の36%を占めた。セメント生産に至っては、中国の生産量は世界の半分を占めた。カラーテレビなど数多くの家電製品やデジタル交換機、PCなどの情報機器の生産量も世界最大となった。例えば、10年前後で世界携帯端末の生産量の48%が中国で行われるようになった。自動車の生産も2002年の325万台から2007年の889万台へ拡大し、米国、日本に次ぐ自動車生産大国となった。2008年は1,000万台を超えると予想される勢いで拡大し続けている。

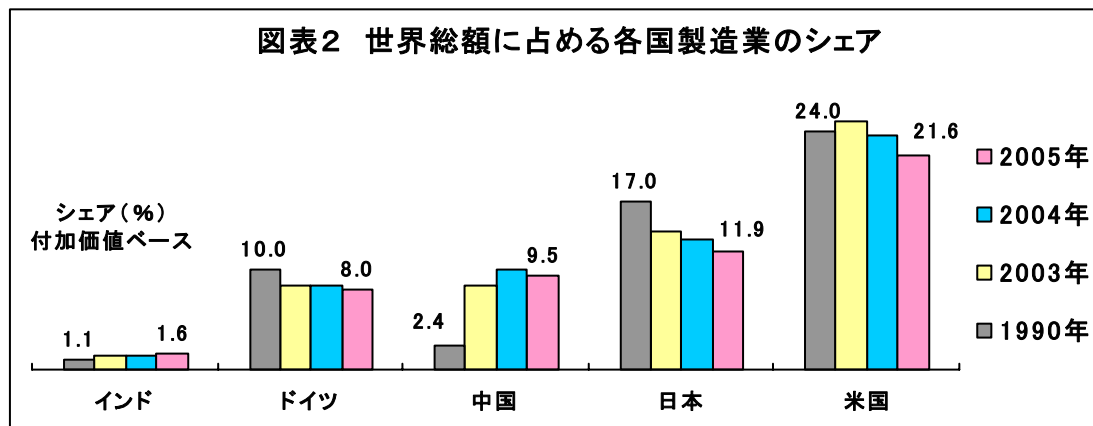
図表1 2007年主要製品の生産量

	粗鋼	セメント	石炭		携帯	カラーテレビ	自動車
生産量(億t)	4.9	13.6	25.4	生産量(万台)	54,858	8,433	889
世界シェア(%)	36	50	39.4	世界シェア(%)	48	47	14

(注)石炭のシェアは2006年データ。

(出所) 中国政府統計、BP “Statistical review of world energy June 2007”, 各種報道によるFRI計算。

図表2が示すように、世界の製造業生産高(付加価値ベース)に占める中国のシェアは、1990年の2.4%から2005年の9.5%まで高まり、米国、日本に次ぐ生産大国になった。中国は「世界の工場」とされるようになった。



(出所)世界銀行“World Development Indicators”各年版により筆者計算作成

しかし、組み立てを中心とする中国の産業構造は、生産コストのもっと安い国・地域にとって変わられる可能性がある。実際、生産量は拡大しているにもかかわらず、付加価値ベースでは 2005 年のシェアは 2004 年と比べ 0.6%低下したことから、量的拡大が続けてきた中国の製造業も付加価値ベースでは限界に近づいてきている。中国経済を牽引してきた製造業の成長の限界が見え始めたのは、付加価値ベースの世界生産に占めるシェアの低下に止まらない。

2.2 顕在化する「世界の工場」の課題

2.2.1 「メイドインチャイナ」危機

近年、海外に輸出された中国製品の品質の安全性問題が急速に顕在化しはじめた。海外メディアは、以下のように中国製品の品質問題を大いに取上げ、「メイドインチャイナ」危機として報じた¹。

- ・有毒物質で汚染されたペットフード(米国など)
- ・健康被害の恐れがある玩具(米国など)
- ・異物の混入した医薬品(米国、ドイツなど)
- ・抗生物質まみれのウナギ(米国など)
- ・基準値を超えた殺虫剤を浴びたキノコなど(米国など)

日本では、2008 年 1 月に発生した「中国産ギョウザ中毒事件」について原因こそ究明されていないが、中国国内で多発する品質問題やかつて日本に輸出された中国製品の品質問題に鑑み、日本の消費者の中国製品の品質や安全性に対する信頼性は大きく低下した。また、米消費者製品安全委員会（CPSC）の委員長代行が 2008 年 4 月 3 日、米消費者に対して 8 月に行われる北京五輪開催時に同国に滞在する際の買い物では、安全性への懸念などから安価な製品や偽造品を買わないよう呼び掛けた²。

ただし、海外で報道された中国製品の品質や安全性問題は、外資企業の設計上の欠陥や海外での流通過程或いは消費過程で生じたものもあろうが、中国製品の品質の低さや安全性問題は中国国内で大量に報道されており、疑いのない事実と言えよう。このように「廉価良質」と思われた中国製品の品質・安全性問題の顕在化は、海外消費者の信頼性を低下させている。

中国製品の品質・生産安全性問題の背景には、低所得ゆえの我慢の側面と「拝金主義」蔓延でモラルが低下した側面からくる「低コスト・低い品質」という意識が根強く存在しているとともに、品質安全基準の未整備と基準を実行させる体制の弱さに問題があろう。

海外における中国製品の品質問題・安全性問題は玩具や食品、医薬品などの製品に限定

¹ The Wall Street Journal Chinese Online Editionでは、中国製品の品質や安全性問題にフォーカスした『「中国製造」危機』という特集を組んでいる。http://chinese.wsj.com/gb/special_chinaproduct.asp

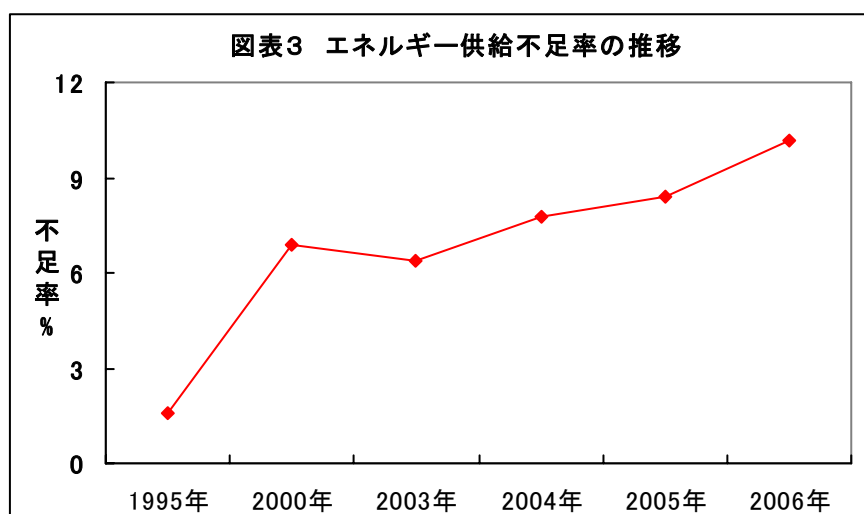
² <http://jp.reuters.com/article/oddlyEnoughNews/idJPJAPAN-31159420080404>

されているが、中国国内では、より深刻となっているのは、産業発展が持続不可能な状態になっていることである。

2.2.2 「世界の工場」の落とし穴

全体的に中国の産業は、付加価値のローエンドに位置しており、特に、製造業は量的拡大に走りすぎている。対内的には、素材・エネルギーの大量消費、環境汚染物質の大量排出などで持続不可能な状態に近づいてきている。対外的には、「集中豪雨的」と評価される輸出攻勢で主要国との貿易摩擦が激しさを増している。

中国産業発展の持続不可能問題は、「電荒」（電力不足）、「油荒」（石油不足）、「地荒」（工場用地不足）、「民工荒」（ワーカー不足）として表れている。図表3が示すように、中国のエネルギー不足率は年を追って拡大している。IEAの予測では、2010年に中国のエネルギー消費は米国を越えて世界最大の消費国となる³。エネルギーの逼迫は中国経済の持続成長に大きな制約要因となってしまっている。また、中国のエネルギー構造は「富煤、少気、欠油」（豊富な石炭、少ないガス、不足する石油）となっており、海外での石油・ガス田開発を加速させている。中国企業による海外での石油・ガス田開発は資源争奪戦を過熱させ、資源ナショナリズムの機運を高める方向に作用している。



(出所)『中国統計年鑑 2007』により筆者計算作成

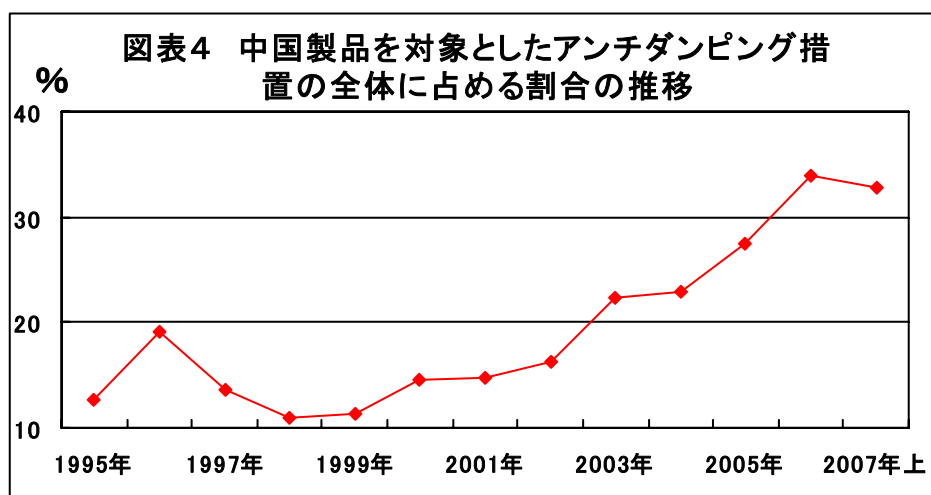
他方、経済活動の活発化は、公害問題や都市環境問題を引き起こしている。世界銀行の調査によると、1997年中国の環境汚染による損失は、GNPの3%~8%前後に達した⁴。2006年9月に中国国家環境保護局・国家統計局の合同発表であった“China Green National Accounting Study Report 2004(Public Version)”によると、2004年中国の環境汚染による

³ EIA “International Energy outlook 2006”Web版。

⁴ 「中国生態能力分析」 “(http://www.cas.cn/html/Books/O61BG/c1/2002/1/5/1.5_3.htm)”

損失は、GDPの3.05%に達したという⁵。

上述した対内不均衡に止まらず、対外経済においてもアンバランスの度合いが拡大している。部品、中間財・資本財を輸入して製品を輸出するという産業構造から、2001年から2007年にかけて対台湾、韓国、日本の貿易赤字はそれぞれ223億ドル、109億ドル、21億ドルから775億ドル、474億ドル、319億ドルまでに拡大したが、同時期に米国、EU、インドに対する貿易黒字はそれぞれ281億ドル、52億ドル、2億ドルから1,633億ドル、1,342億ドル、94億ドルに急拡大した。「集中豪雨的」と評価される輸出攻勢で主要国との貿易摩擦が激しさを増している。図表4が示すように2001年以降、中国製品を対象としたアンチダンピング措置は急増し、2006年にはWTOに報告された総件数の30%を超えた。しかも、これまでの欧米先進国に止まらず、インド、メキシコなども対中アンチダンピング措置を多く発動している。



(出所)WTO Web サイトによる筆者計算作成

上述したように、「世界の工場」の発展が阻まれた要因には、労働集約的工程に特化しすぎるといふ国際分業構造、つまり産業高度化の遅れが上げられる。中国は、雇用を最優先して労働集約工程に特化せざるを得なかった。外資頼りの工業化政策により地方政府は競い合って外資の誘致に走った。中でも、「兩高一資」(高汚染物質・エネルギー高消費・資源多消費)産業をも数多く誘致してしまった。このような外資頼りの工業化政策の「負の側面」が顕在化したのである。

中国の統計データによると、2006年の工業生産(付加価値ベース)における外資系企業(外国100%資本、JV企業、合作企業、いわゆる「三資企業」)のシェアでは、電子及び通信設備製造では77.3%、交通輸送設備製造やアパレル・繊維製品製造は47.4%、食品製造は39.5%となっている。つまり、中国産業の「外資企業化」が進んでいる。しかし、これら外資系企業も労働集約的産業或いは労働集約的工程に集中している。2006年の資本別の工業

⁵ <http://www.sepa.gov.cn/plan/gongwen/200609/P020060908545859361774.pdf>

企業の付加価値率(付加価値／売上高)で見ると、私有企業、外資企業の付加価値率はそれぞれ 27.86%・25.53%となっている⁶。技術集約的と言われる電子及び通信設備製造分野においても私有企業と外資企業の付加価値率はそれぞれ、26.43%と 20.15%となっている。つまり、現行の政策や環境の下では、外資頼りの工業化政策は産業の高度化(高付加価値化)をもたらすことはできないと言える。中国の工業化は、労働集約的な「世界の工場」化しか実現できなかったのである。

2.2.3 第2期胡錦濤政権の政策動向

「世界の工場」が限界に遭遇した原因は、「低コスト・低品質」意識や消費者保護制度整備が不十分などの問題もあったが、産業高度化の遅れによるものが大きいと思われる。実際、2007年10月に開催された中国共産党第17回党大会と2008年3月に開催された第11期全国人民代表大会で確定された第2期胡錦濤政権の政策も自主技術開発、産業高度化を最重要課題と位置づけている。

胡錦濤政権の方針としては、これまで「経済成長」を中心とする政権運営から経済、社会、文化などの「全面発展」戦略というバランスの取れた政権運営戦略に舵を切った。特に取り残された社会発展、エネルギー・環境保護を政策の重点に組入れた。したがって、民生重視(現在取り組んでいるインフレ抑制政策も民生重視の一環として理解されている)、安全安心な生活環境を確保するために品質・安全面の国際基準採用を宣言し、地域格差を解消するための「三農問題」(農業発展、農民増収、新農村建設)対策、持続的発展を成し遂げるための省エネルギー(年間単位GDP成長に必要なエネルギー消費の5%削減)、環境汚染物質削減(年間3%削減)などの政策を打ち出している。

上述のバランスの取れた発展を実現するためには、GDP成長モデルの転換も図らなくてはならない。胡錦濤政権は、これまでの投資・輸出主導のGDP成長モデルを転換し、消費牽引、全要素生産性(TFP)向上、サービス産業育成などの政策からなるGDP成長モデル転換政策を打ち出した。中でも、外資活用に新たな戦略や「革新創造国」造り戦略の実施に伴う産業高度化戦略に中心的な役割を果たさせようとしている。

3. 高付加価値に向けた外資政策の転換

3.1 産業高度化に活かす外資政策へ

中国の外資導入の目的は、社会経済環境の変化とともに変わってきた。資金不足、外貨不足の時代では、経済発展のための資金導入と輸入に必要な外貨導入であった。その後は、外資企業による輸出促進、雇用促進効果が期待された。もちろん、より大きな目的は、外資導入による自国の産業育成、工業化であった。このように時代の変化とともに外資導入の目的が変わってきたが、製造業を中心とする外資の全面的導入であり、業種別や技術別

⁶ 『中国統計年鑑2007』による計算。

の選別政策はあまり取らなかった。

前述したように、30年間の「改革開放」政策による外資導入の結果、中国は「世界の工場」になったが、対内経済・対外経済のバランスが崩れ、持続不可能な実態に陥ってしまった。実際、中国も現行外資政策に支えられる産業発展の限界を認識し、政策を転換しはじめた。外資導入の中期計画である『外資利用「11・5」計画』（2006年～2010年、2006年11月10日公布）において、経済発展に外資を積極的に活用していく方針を継続すると同時に、外資利用の目的をこれまでの資金や外貨の側面から先進的な技術、マネジメントのノウハウ・人材の導入へ舵を切った。そして環境保護、資源節約・省エネルギー・総合活用をより重視し、国内産業の高度化や技術レベルの向上に結びつかせること、つまり外資の「量」から「質」への転換を図っていくことをうたっている⁷。

『外資利用「11・5」計画』の方針を受け、外資認可の基準となる「外国投資産業指導目録」も、社会経済の変化に応じて3年ぶりに修正され、2007年12月1日に施行された⁸。外資政策は、基本的に地域優遇政策から業種や技術別の優遇政策へ転換された。その概要は、次のとおりである。

- 1)外資政策の目標・方針：自主創造、産業高度化、地域格差解消に活かすこと
- 2)産業高度化・持続可能な発展のための重点誘致(産業)
 - ・ハイテク産業、新型サービス産業
 - ・省エネルギー産業、環境保護産業
- 3)地域格差解消のために地域に適した産業を優先的に発展させる
- 4)輸出奨励政策の廃止

全体的に、中国の外資政策は、これまで主流であった労働集約的な外資を絞り、技術集約的な外資を伸ばしていく政策を取り始めたのである。

3.2 外資に大きな影響を与える政策の転換

胡錦濤政権の「全面発展」戦略を実行していくために、外資だけに適用される政策ではないが、外資の経営に大きな影響を与える国内政策や通商政策も矢継ぎ早に打ち出されている。

3.2.1 ブルーカラーの収入向上と権利保護を図る政策

中国では、1994年7月に制定された『中国労働法』の第48条において最低賃金保証制度を導入した。現在、中国の31の省・自治区・直轄市はすべて最低賃金制度を導入している⁹。図表5は上海市の最低賃金額と伸び率の推移を示している。上海市は、1993年最低賃金導入以降16年間一貫して上昇しているが、2008年4月1日からは960元(約1.5万円)に達

⁷ 『外資利用「11・5」計画』全文は国家發展改革委員会Webから入手可能である。

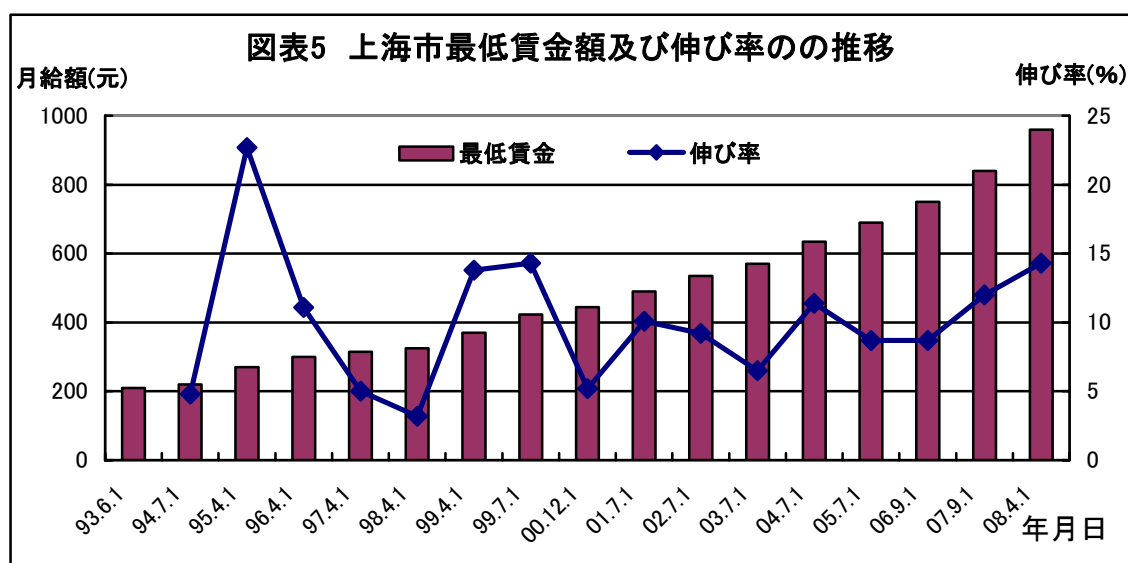
(<http://www.sdpc.gov.cn/wzly/zcfg/wzzczh/W020061111378836365555.doc>)

⁸ 最新の「外国投資産業指導目録」は以下のWebで入手である。

(<http://www.sdpc.gov.cn/wzly/zcfg/wzzczjtc/W020071107540870224595.pdf>)

⁹ <http://www.51labour.com/News/show.asp?id=3023>

した。比較的高い賃金水準になったにもかかわらず、近年の伸び率も2桁を維持している。



(出所) http://job.steelhome.cn/news_show.php?newsid=121、上海労働社会保障局。

また、2008年1月1日に労働者保護を図る『労働契約法』が施行され、労働契約締結の義務化、労務派遣（日本の人材派遣）の制限、労働組合（工会）の権限強化など労働者保護を図ろうとしている。「世界の工場」となった中国は、不利な労働条件、場合によっては劣悪な労働条件の下で働いていた都市部ワーカーや「農民工」と呼ばれる出稼ぎ労働者によって支えられている側面が否めない。特に、①労働契約締結率が低く、労働争議になったとき労働者の合法的な権利に対する有効な保護が得られないこと、②労働契約短期化、労働関係が不安定となったこと、③使用者（企業側）が労働関係における強い立場を活かして労働者の権利を侵害する事件が多発していること、などの労働問題が突出し、社会不安の温床となっているという現状認識がある。

「科学的発展観」に基づくバランスの取れた経済社会を実現する胡錦濤政権の「全面発展」戦略が掲げられた以上、最低賃金の引上げや労働契約法によるフェアな労働者権利の設定（賃金、契約締結、福利厚生、社会保険などの権利の設定）、それを法的強制力で守らせるのは自然の成り行きである。

上述した労働者の権利保護政策強化は、ある意味で労働コストの内部化政策であると理解される。このようなコスト内部化政策は労働分野に止まらない。

3.2.2 その他の内部化政策

①環境コスト等の内部化政策

上述したように、中国は、持続的発展を成し遂げるためその第11次五ヵ年計画において年間単位GDP成長に必要なエネルギー消費の5%削減、環境汚染物質排出の年間3%削減と

いった省エネルギー、環境保護政策を打ち出している。これらの目標は政府の責任が問われるコミットメントであるので、強制的な措置を伴う。最悪の場合は法的手段で事業を廃止させる事例も数多く出ている¹⁰。安全性問題がクローズアップされている食品の分野においても品質・安全基準の引上げが実施されている。実際、中国は2008年中に7,700余りの食品、医薬品及び他の消費財に関する国家基準を国際基準に合わせるよう修改正を行うと宣言している¹¹。

②内外資企業の法人税率の統一

2008年1月1日に施行された新企業所得税法は、内資企業・外資企業にそれぞれ適用されている所得税法を一本化し、名目税率を33%から25%に一律に引き下げた。旧企業所得税制度の下では内外資企業の平均実効税率がそれぞれ25%と15%前後で外資にとっては増税となった。このような中国の企業所得税改革は、内外資企業の競争環境整備にとどまらず、「外資誘致・輸出主導」に偏った発展モデルの限界を認識し、税制面から新たな発展戦略を模索する試みでもあった。新企業所得税法は、「資本別優遇、特定地域優遇」を「高付加価値産業優遇、省エネルギー産業・環境友好産業優遇、後発地域優遇」に改めた。因みに、ハイテク企業、省エネルギー企業、環境保護産業などに対しては、これまでと同じ税優遇(税率15%)を享受できるようになっている反面、「両高一資」企業(高エネルギー消費、高汚染物質排出、資源多消費)や労働集約的産業への優遇は廃止された。税制面から内外資企業のイノベーションを奨励し、産業の高度化を図っていくこととなった。

税制面では、そのほかにも、都市部土地使用税の外資企業適用の開始と税率の引上げ、輸出還付税の引下げ、加工貿易優遇税制品目の縮小などの政策が取られている。

③人民元レート切上げの容認

これまで、中国は輸出奨励や外資誘致の視点から為替制度は機軸通貨米ドルペッグに近い政策を取ってきた。高成長が長年にわたって続いているという経済ファンダメンタルズの向上にもかかわらず、労働集約産業への打撃を懸念して人民元相場の上昇を抑制してきた。2005年に労働集約産業を絞らざるを得なくなった経済社会環境の下で経済ファンダメンタルズに基づく為替制度改革が断行された。その後も許容される変動レンジが限定的であった。ただし、2007年は6.9%切上げ、08年3月28日まで4.3%上昇(年率換算17.4%)と人民元相場変動の許容レンジは大幅に拡大された。

3.3 中国の政策調整に伴う外資行動の変化

以上で見てきたように、中国が取った国内政策や対外経済政策の調整は、マクロ的には中国の社会経済の持続可能な発展、産業の高度化に役立つと考えられるが、外資企業、特に労働集約的外資企業には経営コストの圧力と経営リスクの増加をもたらすことになる。

¹⁰例えば、2007年に労働集約的な産業が集中する広東省東莞市は、法的手続きに基づき35社の重点汚染企業を閉鎖させた (http://kfq.ce.cn/tz/200802/21/t20080221_14593319.shtml)。

¹¹2008年3月に開催された全人代における温家宝首相の演説による。

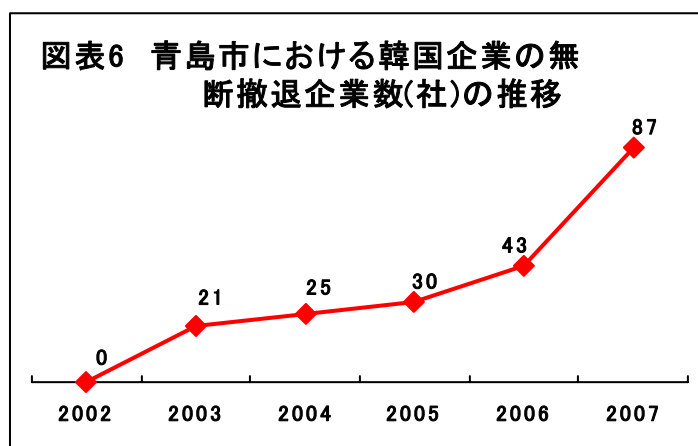
このような経営環境の急速な変化に応じて経営合理化を図り付加価値を高めていかないと中国産業から淘汰されてしまう。実際、これは中国政策調整の目標でもある。ただし、前述した政策調整で大きな影響を受ける外資企業は、中国に数多い労働集約的産業を移転した東アジア系企業であると言える。

3.3.1 加速する「両高一資」外資の「撤退」

報道によると、中国山東省に集中している韓国系中小企業の違法撤退事件(俗でいえば「夜逃げ事件」)が増加している。近年青島市だけで違法撤退した韓国系企業は206社に達している。これら違法撤退した企業は主に低賃金の労働集約的中小企業(アクセサリ関連63社、アパレル33社、皮革製品28社、箱・鞆類14社、靴13社など)に集中している。韓国の「朝鮮日報」によると、青島市韓国人紹介事務局長は、2008年上期に山東省に活動している韓国系中小企業1,000社あまりが中国から撤退するだろうと見込んでいるという¹²

他方、広東省を中心に中国の珠江デルタに進出している台湾系・香港系中小企業の大量撤退も報道されている¹³。これらの企業は、広東省の山間部や中国の内陸部へ移転することもあれば、ベトナム等の東南アジア諸国に移転することもある。

移転や撤退を迫られる企業の中には、中国政府による半ば強制的な産業高度化政策は厳し過ぎ、調整時間も短く対応が間に合わないと言えないと不満を漏らす企業もある¹⁴。



(出所)「広州日報」2008年3月28日

労働集約的企業の撤退が増える一方、韓国系・台湾系・香港系企業による技術集約的対中投資は増えている。中国の市場規模、人材、産業集積などの優位性が投資を引き付けており、他の投資先がこれらの優位性を代替することはできない側面もあろう。広東省の

¹² 「中国で韓国企業の無断撤退急増」(<http://www.chosunonline.com/article/20080125000068>)

¹³ 「Many Factories In China's South Sound Last Whistle」(<http://chinese.wsj.com/gb/20080225/chw161737.asp?source=NewSearch>)、

「珠三角逾萬外資企業"大逃亡"」(<http://www.secretchina.com/news/227787.html>)

¹⁴ 謝鵬、「廣東企業遷移調査」, 商務周刊(2008年4月)(<http://www.sina.com.cn> 2008年04月02日)

調査によると、2005年～07年に全省で外資企業登録の解消企業(自主取下あるいは行政による取消)はそれぞれ4,143社、4,290社、3,931社に達したが、同期間に新しい外資企業の設立は8,384社、8,452社、9,506社もあった¹⁵。これら外資にとっての立地優位性が中国政府に産業高度化へ向けた外資政策の転換を加速させた源泉となっていると言える。

3.3.2 メリハリをつけはじめた日系企業

中国での経営環境の変化に応じて、日系企業の対中ビジネスも変化が見られた。生産セクターについては、京セラミタは2008年中に複写機・プリンターの生産を引き続き中国への集中を決定している¹⁶が、基本的には以下の三つの対応が見られる。ただし、全体としてはすでに中国で活動している事業については撤退や移転の動きは少ないが、新規投資については対象国・地域に対する選択の幅を広げたとと言える。

1) 中国からベトナム等の低コスト国への移転

低付加価値の労働集約的産業で見られるが、事例は少ない。一つの事例は、日本の玩具大手タカラトミーが一部の玩具生産を中国からベトナムに移転すると報道されている¹⁷。その理由は中国の生産コストの高騰や中国製品の安全性に対する海外の懸念があるという。

2) 中国から日本への回帰

主に日本市場向けの製品生産で見られるが、事例も少ない。一つの事例は、最近報道された日立が日本市場向けの家庭用空調外設機生産を中国から日本に回帰することである¹⁸。その理由はコストの上昇(中国での賃金上昇、輸送費上昇など)及び顧客へのデリバリー時間の短縮である。

3) 直接第三国へ

新たな生産投資が必要なときは、中国ではなく直接第三国への投資が行われる。例えば、ブラザー社では、同じ製品(印刷機、デジタル複合機など)の生産拡大投資は中国での現行拠点での拡張ではなくベトナムに新たな生産拠点を立ち上げた。その理由は、ベトナムの低コストや政治・社会の安定であるという。

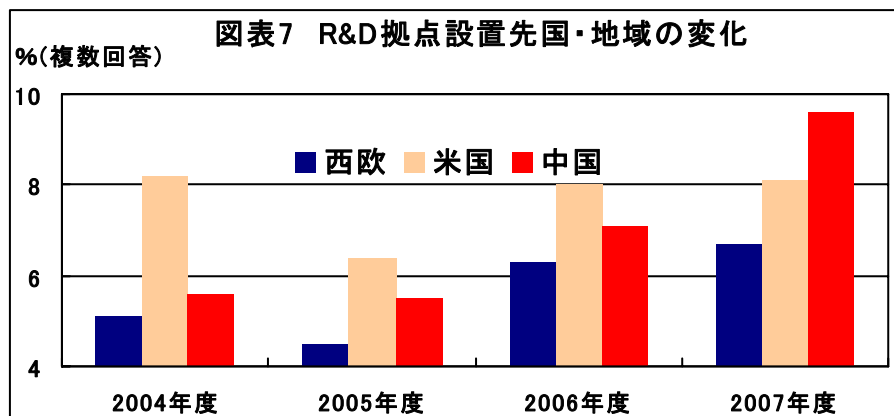
しかし、絶対額で日本企業は対中投資を低下させてはいない。ジェトロの調査によると、2007年の日本企業による対外投資は、中国61.75億^{ドル}(前年比0.1%増)、ベトナム4.69億^{ドル}(同0.4%増)、タイ25.29億^{ドル}(同27.5%増)、インド14.96億^{ドル}(同191.9%増)となっている。逆に、図表7が示すように、対中国のR&D投資は増加傾向にあり、対中投資の高度化現象が見られる。このような動向は中国の外資政策方向と一致している。

¹⁵ 裴玥、「珠三角外企关闭搬迁情况调查」(<http://news.webtextiles.com/info/2008-2-20>)

¹⁶ 「日本経済新聞」2008年4月28日(朝刊)。

¹⁷ 「ミニカー生産、中国から移管 タカラトミー」, The Daily NNA 亞洲綜合版, 2008年3月27日。

¹⁸ 「家庭用エアコン 室外機生産、日本に集約」, 日本経済新聞(日本), 2008年4月4日, 企業版。



(出所)ジェトロ(2008)

3.3.4 政策調整に伴うリスク

政策調整に伴う労働集約的外資撤退の加速は、産業空洞化の議論を引き起こしている。確かに、現在中国の外資系企業には2,300万人が働いており、外資撤退は失業問題が伴う。また、労働集約的企業の短期間で大量撤退は、広東省のような外資依存の地域経済に大きな打撃を与えるに違いない。2008年2月25日に中国の政策調整に伴うコスト上昇で珠江デルタ地域から数千社労働集約的外資企業が広東省から脱出するという米WSJ誌報道は、中国のメディアに転載され、瞬く間に全国的な論議を呼び起こした¹⁹。

実際、2008年1月1日に施行された『労働契約法』について論争が白熱している。著名な経済学者張五常氏は、『労働契約法』による労使契約への公権力介入は計り知れない弊害をもたらすと当該法律を否定する代表格である²⁰。他方、全国政治協商会議委員で女性富豪、私営企業家の張茵氏は、『労働契約法』の柱となっている無期限契約の廃止を、同じく全国政治協商会議委員である香港の企業家である馬介璋氏は『労働契約法』の施行を2～3年延期するようそれぞれ主張した²¹。これに対して労働法学者などは、『労働契約法』立法の重要性を支持して反論している²²。また、一部の有力企業、例えば「華為技術」が契約10年後の無期限契約義務を回避するためにすべての社員を2008年1月1日前に再契約するという「社会的責任逃れ行為」は論争に油を注いだ²³。

ただし、中国政府は、労働集約的産業の撤退や労働契約法に関する論争を静観している。中国の輸出構造は労働集約製品から機械・電機製品の方にシフトしており、これらの製品

¹⁹ “Many Factories In China's South Sound Last Whistle”

(<http://chinese.wsj.com/gb/20080225/chw161737.asp?source=Channel>)

²⁰ 張氏が発表した論文は多数あり、<http://blog.sina.com.cn/zhangwuchang>から参照。

²¹ <http://www.baoye.com>(2008年3月4日)

²² <http://www.smelzh.gov.cn/ReadNews.asp?NewsID=3422>

²³ http://news.xinhuanet.com/legal/2007-11/02/content_6995599.htm

の生産において労働コストは最重要要素ではないと分析し、外資誘致の優位性は市場の潜在性や他の途上国より優れているインフラに自信を持っているからであろう。実際、中国商務部の統計によると、2008年第1四半期の外国からの直接投資金額は274億ドルで前年比伸び率は61.3%も伸びた²⁴。国・地域別では、日本は7.5%減少したものの、韓国は10.9%増、台湾は29.7%増、香港は127.9%増、米国は37.5%増、EU(西欧15カ国)は51.2%増といずれも大幅増となっている。より詳細な分析では、サービス分野への投資、技術集約的な投資などが増えており、投資プロジェクトはより大型化(資本集約的)になっている。このような外資の投資動向は中国の外資政策調整と同じ方向にあると言えよう。

ただし、技術集約的、技術集約的なプロジェクト増は労働集約的なプロジェクトより雇用吸収効果は比較的小さいと考えられる。また、労働集約的投資と資本・技術集約的投資の立地地域は異なる可能性があり、地域により産業調整の課題は生じる。したがって、外資動向に左右されない地場産業の育成が大きな課題となろう。

4. 「革新創造国」造りに動き出す中国

これまで見てきたように、外資頼りの工業化政策は中国を労働集約的な「世界の工場」にまで押し上げたが、産業の高度化を遅らせ、対内・対外のアンバランスを拡大させつづける袋小路に入ってしまった。問題の深刻さを認識した胡錦濤政権は、産業高度化に外資を活用する政策とともに、自主革新による産業育成や産業高度化を図る「革新創造」造り戦略を打ち出した。

4.1 弱い技術革新能力

確かに、近年「有人宇宙飛行」や「月探査飛行」の成功や自国開発の大型旅客機のオブラインなど中国の技術力を象徴するようなニュースが次から次へと配信される。しかし、1990年代以降に見られる中国産業のダイナミズムは、基本的に量的な拡大に止まり、付加価値率は低い。このような低付加価値現象は、非効率な経済制度や企業システムによって説明されるが、本質的には貧弱な技術革新の結果であると考えられる。

国連開発計画は、技術創造、新技術の普及、旧来技術の普及、技能能力の四つの側面に焦点を当てて中国を含め各国の技術革新能力を評価したが、中国は新技術を吸収して新規産業を育成する点しか評価されなかった。実際、中国国内では、創造性が評価される発明特許の登録件数の50%以上が外国(法人や個人)によるものであり、中国による米国への登録数は日本の約2%しかなかった。

中国では、米国に次ぐ科学技術の人的資源を有するにもかかわらず、技術開発投資に対する「箱物」重視の体質、国有部門主導のイノベーションシステム、知的財産権保護意識の弱さや技術開発のサポーティング基盤の未整備等の問題が、長期にわたって存在してい

²⁴ 対内直接投資の急増は部分的に人民元切上を目当てにした「ホット・マネー」による可能性も否定できない(<http://finance.iri.com.cn/news/2008-04-21/000003554506.html>)。

る。中国政府の調査（2005年）によると、地場大企業・中堅製造業の売上高に占めるR&D支出は0.8%しかなく、研究開発組織を設立した企業は、28%しかなかった²⁵。また、2007年に行われた初めての工業企業（約30万社）イノベーション調査データによると、2004年～2006年の期間中、特許（発明特許、実用新案、意匠を含む）を申請したことがある企業のシェアはわずか8.8%で、商標登録を行っている企業は20.7%、社内の技術秘密保護制度のある企業は20.7%しかなかったことが判明した²⁶。

しかし、WTO加盟を契機に、中国では、技術力の弱さを克服するため、研究開発リソースの拡充、研究開発成果の「知財化」・「産業化」と言った知的財産権戦略動向が見られた。また、一部の中国企業も、技術開発投資の拡大、内外人材活用への重視等で技術志向型企業への脱皮を図りはじめた。

4.2 技術革新の政策推進

特に、2期目に入った胡錦濤政権は、2020年までに革新創造国家の仲間入りを目指して技術力の向上を経済政策の最優先課題と位置づけた。2006年に制定された『国家中長期科学技術発展計画大綱(2006年～2020年)』では、市場メカニズムに基づく、企業主体の国家イノベーションシステムの構築を宣言し、2020年までに対外技術依存度を30%（海外導入技術対使用技術の比）以下に引き下げ、経済成長への「科学技術の寄与率」（全要素生産性：Total Factor Productivity, TFP）を60%に向上させることや、発明特許の年間取得件数と引用される国際科学論文数とも世界トップ5位になるという中長期目標を掲げ、その目標を達成させるために2010年のR&D支出の対GDP比は2006年の1.4%から2.0%に、2020年には2.5%にまで引き上げるといった数字コミットメントを打ち出した²⁷。

このような国家イノベーション戦略を実現させるために60項目に及ぶ創造革新促進政策（2006年2月7日）も制定された²⁸。これらの政策には、R&D支出にかかわる政策、税収政策、金融政策、政府調達政策、海外技術導入関連政策、知的財産権創造と保護にかかわる政策、技術人材関連政策、教育と技術普及政策、技術創造インフラ整備政策、国防技術民間移転政策などが含まれている。これらの政策はすでに実行に移され、一部で成果が表れつつある。

図表9が示すように、中国の財政支出も産業の高度化に必要な分野（安全、省エネルギー、環境）や人材育成（教育）や技術開発（科学技術）などに傾斜している。海外では、二桁増の国防予算に注目しているが、中国では、技術革新が最優先の国家課題となっている。研究開発への財政支出が呼び水になって民間からの支出も拡大し、近年R&D支出の対GDP比は急速に高まってきている。2007年のR&D支出対GDP比は1.5%になり、日米には遥かに

²⁵ 『中国科技統計年鑑2006』P.108。

²⁶ 国家知識産権局『専利統計簡報』（2008年第7期）2008年3月4日。

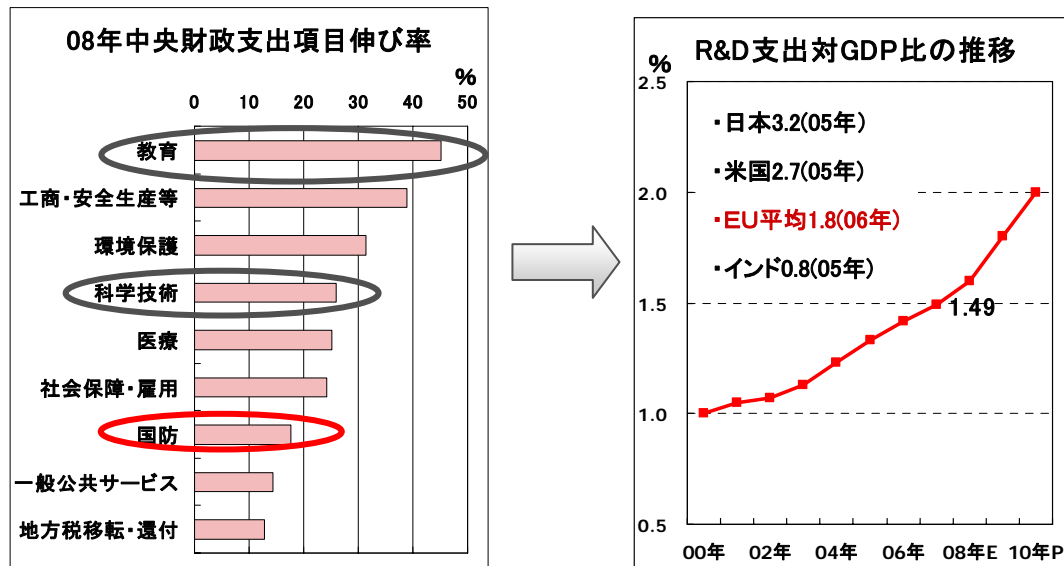
²⁷ 全文は中国政府のポータルサイトで入手できる。

（http://www.gov.cn/jrzq/2006-02/09/content_183787.htm）

²⁸ 関連政策の一覧は<http://202.123.110.3/ztzl/kjfzgh/>で入手できる。

及ばないが、EU全体の平均値 1.8%(2006年)には近づいてきている。

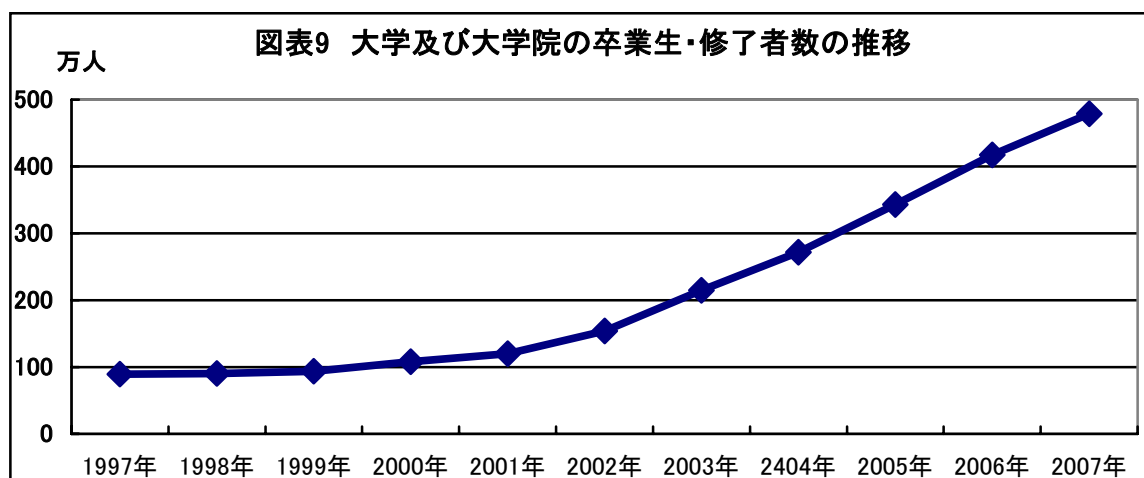
図表8 拡大する中国のR&D支出



(出所)中国全人代における温家宝首相の報告

(出所)中国国家統計局など

中国のイノベーション戦略で大きなウェイトを置いてあるのは人材戦略である。図表8が示すように、中央政府の予算で配分の伸び率がもっとも高いのは、教育であった。実際、中国では、義務教育に力を入れながら、1,800校前後の大学(専門大学を含む)での高等教育を通じて人材を育成している。図表9が示すように、2000年ごろは100万人前後の大学卒業生数は、2007年の約500万人にまで増加した。これらの大学卒業生の中で理工系出身者の多いのも中国の特徴である。例えば、2005年に343万大学卒業生の中に理工系卒業生数は133万人(123万人の大学卒業生・9.5万人の大学院修了者)である。

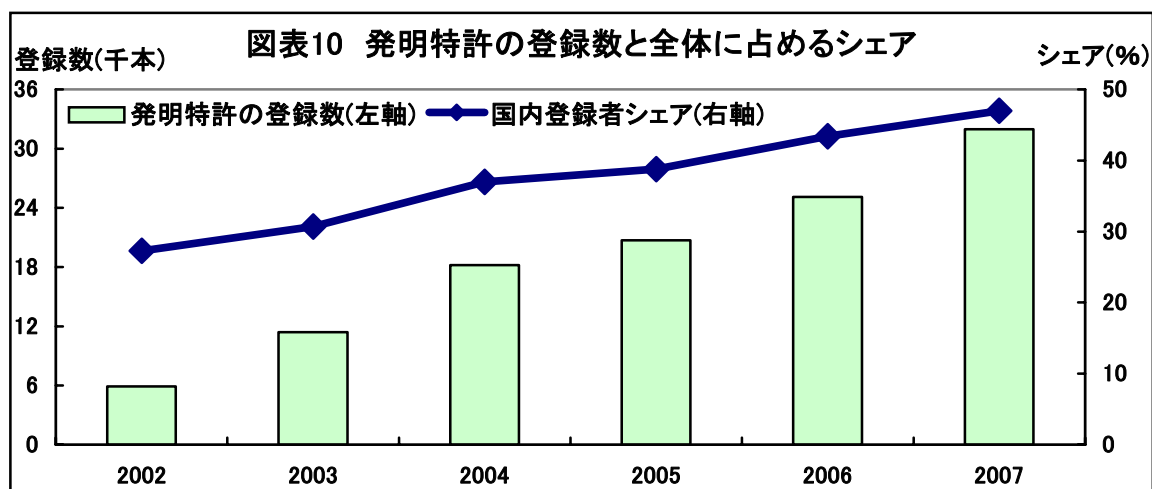


(出所)中国国家統計局

また、中国は、毎年大量の留学生が海外に出かけている。中国では、2002年以降毎年12万人前後の留学生を派遣し、毎年3万人前後の留学生（大部分は理工系留学生）が中国に戻ってくる²⁹。特に、米国の大学院に在籍している中国人理工系(S&E)留学生(公費・私費を含む)は、1993年の36,370人から2004年の50,796人に増えた。また、米国の各大学の理工系に入学している中国籍の博士課程院生は年平均2,500人に上っており、米国にいる外国籍留学生(S&E、博士課程)の27%は中国人となっている³⁰。1985年～2005年期間中、米国大学が外国籍に授与したS&E分野の博士号は189,346人でうち中国籍は41,677人で全体の22%を占めた³¹。日本、英国、カナダの大学においても中国からの留学生のプレゼンスは非常に高い。

その結果、中国のR&D要員(2005年)はすでに137万人を有しており、日本の90万人、ドイツの47万人を越えている³²。

イノベーション予算の増額や人材育成政策の推進により相当の技術成果も収めつつある。図表10が示すように、中国の発明特許登録数における中国国内登録者のシェアは2002年の27%から2007年の47%までに拡大された。実用新案や意匠、商標などの分野では中国国内登録者シェアはもっと高い。



(出所) 中国国家知識産権局

4.3 ハイテク産業育成と台頭する民間セクター

以上で見てきたように、数年前から進められたイノベーション戦略は技術開発の意味で

²⁹ 2006年の海外留学生派遣数は13.4万人で、帰国者は4.2万人である。

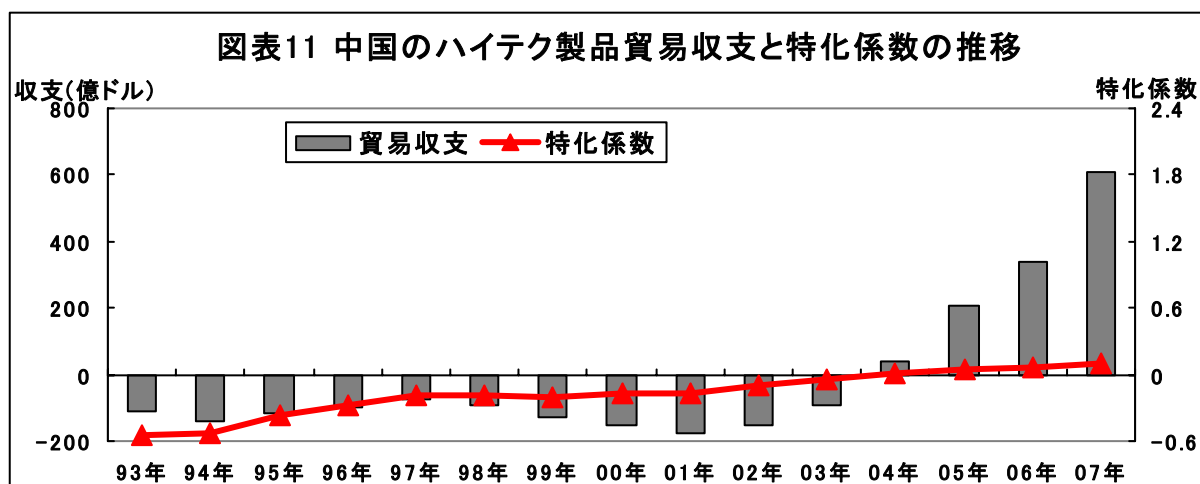
³⁰ NSF “Science and Engineering Indicators 2006”.

³¹ NSF “Science and Engineering Indicators 2008”

³² IMD’s “The World Competitiveness Yearbook2007”。米国のR&D要員数については公的なデータはなく、科学技術(S&E)分野の従事者が500万人前後である（MHRD, “Science & Engineering Indicators2008”）。

は実を結びつつある。ただ、開発された技術が産業化されはじめて産業高度化が実現される。また、前述したように、中国では近年毎年 400 万以上の大学卒業生を世の中に送り出しているが、100 万人以上の新卒が就職できないでいる³³。実際、中国では大学生の就職問題は社会的な問題になっている。「世界の工場」たる中国では「ワーカー不足」と「大卒失業」が並存している現状から見て、雇用の視点から見れば、労働集約的な組立工場が中心という産業構造と人材構造との間に大きなミスマッチがあったと言わざるを得ない。実際、中国政府も大学卒業生雇用対策の視点からも高度人材吸収型産業の育成に動き出している。

近年、中国は、自主技術戦略、自主ブランド戦略、技術基準(スタンダード)戦略を推し進めている。特に、自主技術開発から戦略産業としてのハイテク産業育成という一貫した戦略を取り始めた。2007 年 4 月に公布された『高技術産業発展“十一・五”計画』(2006 年～2010 年までの五ヵ年計画)では、ハイテク産業振興は革新創造国家建設の重要任務であると位置づけている。『計画』では、電子情報産業(ICT 産業)、バイオ産業、航空宇宙産業、新素材産業、新型サービス産業(通信サービス・ネット産業・デジタルコンテンツ産業など)、新エネルギー産業、海洋産業の 7 つの産業をはじめハイテク産業として指定し、重点育成を図っていくことになっている。また、7 つの重点育成ハイテク産業に加え、ハイテク・ニューテックによる伝統産業(農業、省エネルギー・環境保護産業、効率向上のための在来産業の情報化推進、重要装備産業など)の高度化も『計画』の優先活動と定めている。また、ハイテク産業育成の目的は、国内経済/産業の高付加価値化、効率化、高度化に止まらず、『計画』では、国内ハイテク企業の発明特許数を倍増させ、全ハイテク産業に占める自主発展のハイテク製造業(付加価値ベース)を 50%以上に引上げ、ハイテク輸出製品に占める自主知的財産権と自主ブランド製品の割合(金額ベース)を 15%以上にすることを目標としている。



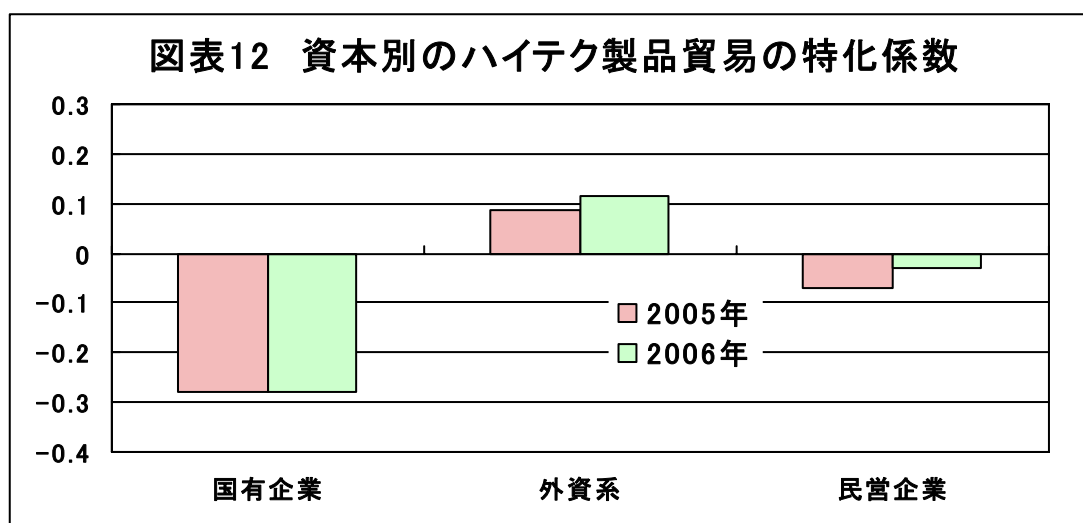
(出所)中国商務部。

(注) 特化係数 = (輸出額 - 輸入額) / 輸出入総額

³³中国教育部の統計によると、大学新卒が就職できない人数は、2001 年の 34 万人から 2006 年の 100 万人以上と急拡大している(<http://theory.people.com.cn/GB/49157/49166/4598992.html>)。

実際、中国では1980年代後半からハイテク産業の育成に取り掛かったが、目だった成果は得られなかった。2000年にGDPにおけるハイテク産業のシェアは1.5%前後に止まった。2001年のWTO加盟を契機に外資企業の大量進出によりハイテク産業の成長が経済成長の倍以上を達成し、5年間でGDPに占めるシェア(2005年)は4.4%にまで高まった。このような実績を踏み台に、より高い目標も実現できると自信を深めた中国は、上記の『計画』に2010年にGDPにおけるハイテク産業のシェアを一気に10%まで引上げることを盛り込んだ。図表11が示すように、中国のハイテク製品の貿易特化係数で見ると、1990年代から一環してマイナスであったが、2004年ごろからプラスに転じた。

ただし、中国のハイテク産業で主役を演じているのは外資企業である。2006年に中国のハイテク製品輸出入の84%は外資系企業によるものであり、外資企業によるハイテク製品の貿易黒字は504億ドルに達し、同年全国貿易黒字1,775億ドルの28.4%を稼いだ³⁴。また、図表12が示すように、国有企業の貿易は大幅の入超であったが、外資企業は出超でありかつ特化係数はさらに高まっている。注目すべきことは、民営企業(集団所有制と私営企業)の動向である。産業や貿易の規模はそれほど大きくないが、貿易特化係数はマイナスであるが、大きく改善されており、2007年はプラスに転じたと見られる。

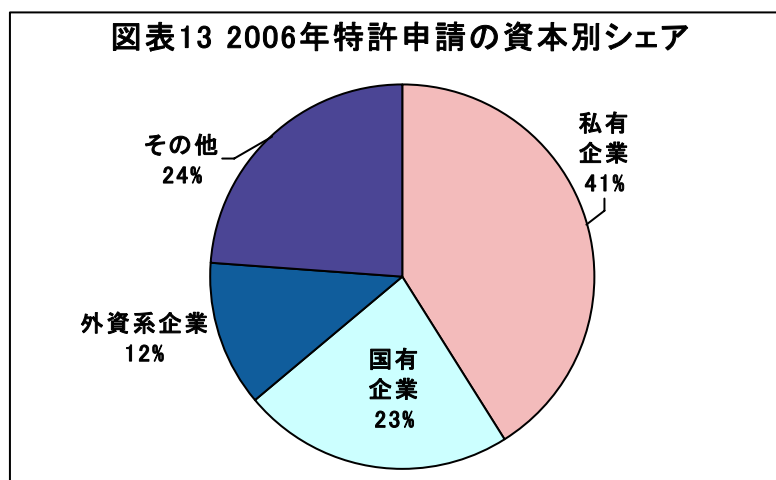


(出所)『中国高技術発展年鑑2007』からF R I 計算作成。

最新の調査によると、中国の民営ハイテク企業は15万社に上り、図表13が示すように特許申請における私有企業のシェアは41%で、国有企業の23%、外資企業の12%を大きく上回っている。技術開発においては、民営企業はすでに主要な役割を果たしている。「華為技術」のような技術志向の多国籍企業も生まれている。世界知的財産権機構(WIPO)によると、2007年のPCT(特許協

³⁴ 『中国高技術発展年鑑2007』による。

力条約³⁵⁾に基づく国際出願の企業別ランキングで「華為技術」(1,365 件)は、松下電器(2,100 件)、フィリップス(2,041 件)、シーメンス(1,644 件)に次ぐ 4 番目(2006 年は 13 位だった)に躍進した。中国の将来は、地味ではあるが、着実に成長している民営企業の成功にかかっている。



(出所)『2007年民営経済報告』によりFRI作成

4.4 産業高度化・イノベーション戦略の限界

成果を収めつつある中国のイノベーション戦略だが、これまでに明らかにされた阻害要因は、まだ取り除かれていないようだ³⁶⁾。知財侵害の深刻さ、国有企業主体へのリソース配分、ベンチャーキャピタル市場の未整備、R&Dの主体となる大学・研究所と主体と企業セクターの融合の欠如などが上げられる。

4.4.1 形成されていない知的創造尊重社会

近年、中国も知的財産権保護に関連する海外からの強い関心に答えるため、知財の刑事立件要件の引き下げ、最高人民法院(最高裁)の知財特別法廷の設置と外国企業による知財訴訟提起の奨励、被害対象製品の市場価格による知的財産権所有者への賠償額の算定基準導入、パソコン出荷段階での正規基本ソフト(OS)搭載の義務化、知財侵害告発への奨励金制度の導入、50都市における知財苦情受付サービスセンターの設置などの施策を矢継ぎ早に打ち出した。

他方、技術的な優位性を持つ外国企業は、中国のWTO加盟を契機に政府の取締強化や知財保護環境の改善を待たずに独自の知財戦略を取り始めた。まず、中国での知財権利化を図っている。外国企業(外国個人を含む)による発明特許、実用新案、意匠の登録件数は2001年の10,909件、341件、3,731件から2007年の36,003件(2001年の3.3倍)、1,645件(同4.8倍)、12,502件(同3.4倍)に大幅に拡大した³⁷⁾。次に、このような知財権の行使或いは権利侵害行為に対して行政的、

³⁵⁾ PCTに基づく国際出願制度では、各国特許庁或いはWIPOに一度出願すれば、PCT加盟国138カ国で出願したことになるという特許取得手続簡素化制度である。

³⁶⁾ 中国のイノベーションシステムにおける問題点は金堅敏『中国企業の技術力に関する一考察』を参考されたい(<http://jp.fujitsu.com/group/fri/report/economic-review/200404/page6.html>)。

³⁷⁾ 中国知識産権局Web(<http://www.sipo.gov.cn/sipo/sjzx/>)。

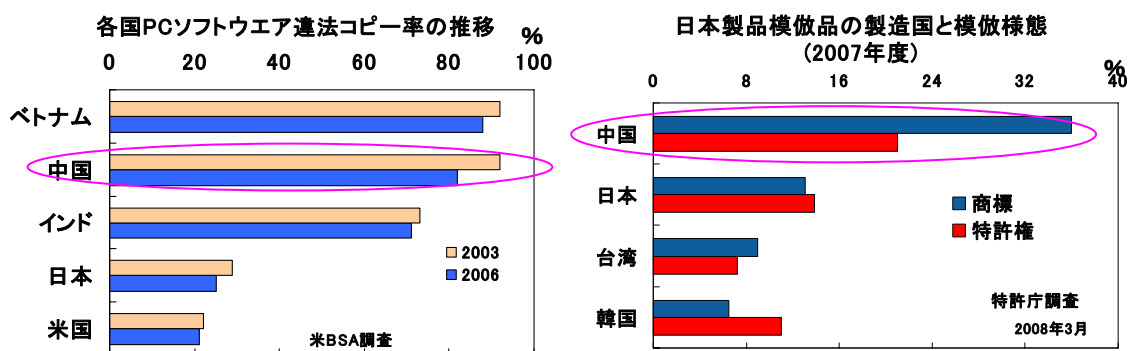
法的手段を積極的に活用するようになっている。海外では、「訴訟しても権利保護されない」、「行政的手段による問題解決に頼るしかないが、損害賠償請求ができない」といった見方が多いが、近年では中国のエンフォースメント強化で知財権利者勝訴のケースが格段に高まってきている。たとえば、日本のマスコミにより取りあげられているホンダへの知財権利侵害について、中国で法的手段に訴え、結審した20件のうち19件は勝訴であり、強制執行などの手続きにもよるが、損害賠償金は全部入金されている³⁸。また、「2007年の商標侵害事件では、満額に近い損害賠償金が認められるなど、画期的な判決も出ている」³⁹。

さらに、外国企業は、知財保護の視点などから対中投資でJVよりも100%資本の独資タイプにシフトしている。新規投資の100%資本の割合は、2001年の51%から2007年の73%に拡大している。

これまで進められてきた外資企業からの技術導入による工業化の戦略が実施されにくくなるだけでなく、中国側から見てより深刻なのは「知的財産権業務の立ち遅れにより、多くの中国企業は各方面で他者からの制約を受けざるを得なくなった。例えば、コア技術特許不足から、一部企業は国産携帯電話小売価格の20%、コンピュータ価格の30%、デジタル制御装置価格の20~40%を海外の権利保有者に支払わなければならない。2006年に対外技術貿易摩擦によって中国企業が被った損失(権利者から見ればこれは権利へ支払である)は360億ドルに達した」という⁴⁰。

このような環境変化を踏まえ、外国企業による知財保護戦略強化は、中国の危機感を引き出している。中国政府は、知的財産権業務を重要戦略課題と位置づけ、2005年11月ごろから国家知的財産権戦略の制定に着手し、2008年4月9日に中国国務院は『国家知的財産権戦略大綱』を認可し、知的財産権戦略は実施に移った。

図表 14 中国における知財侵害の実態



(出所)www.bsa.or.jp,特許庁 Web 2008年4月15日。

³⁸ NNA「変わる司法、強い見方にも」2006年3月16日。「中国における知財訴訟において日本企業が注意すべき点—本田技研」ジェトロ『中国経済』2006年3月号。

³⁹ 『日本経済新聞』2008年4月17日(朝刊)。

⁴⁰ 「知財権紛糾による中央企業の賠償額、10億ドルに」
http://www.people.ne.jp/2007/09/28/jp20070928_77489.html

しかし、図表 14 が示すように、中国における知財侵害は尚深刻である。「コピー天国」を返上するまでは長い道のりが待っているように思われる。実際、2008 年 4 月 18 日に中国政府が発表した『2007 年中国知识产权保护状況（摘要）』によると、2007 年に全国で摘発された著作権侵害の違法経営企業は 13,170 社で、押収された違法コピー品は 7,569 万件にも上っている⁴¹。また、知財訴訟案件は 17,877 件で前年比 25.7%増加した。他人の知的創造を尊重する意識浸透にはまた程遠い。

知財保護に取り組む中国の努力に日米欧などの先進国は必ずしも満足しているわけではない。2007 年 4 月 9 日に米通商代表部（USTR）は中国政府が DVD や CD など米企業の知的財産権を十分に保護していないとして、世界貿易機関（WTO）に提訴すると宣言した⁴²。その後も二国間の協議による問題解決ができず、WTO で設置された紛争処理パネルで審議されている。また、EU や日本は、米国の WTO 提訴に加わっていないが、知的財産権の保護強化のため中国に日米欧で圧力かけたいという世論は強まる一方である⁴³。

思うに、知財保護を強化して「コピー天国」を返上するのは、外国権利者の関心に答えるというよりも「革新創造国」造りに欠かせないプロセスであり、そのプロセスは加速されなければならないと中国自身が自覚すべきである。

4.4.2 革新創造に弱い国有経済へのこだわり

前述したように、中国のイノベーションの主役が民間セクターになっているにも係らず、近年、革新創造に積極的でない国有経済にこだわる動きが見られる。

国有企業改革における負の遺産の処理にめどが付いたことや WTO 加盟に伴う過渡期の終了に伴うグローバル競争に備えて中国政府は、2006 年 12 月に個々の国有企業の収益改善というミクロレベルの改革から国有資産の再配置と国有企業の戦略再編という「国有経済の支配力、影響力、牽引力の増強」を重点とするマクロレベルの戦略再編改革にシフトし、国有資産を国家の安全及び国民経済命脈にかかわる重要業種と領域に集中させる政策を打ち出した⁴⁴。これまで中国は、国有企業の支配を必要とする重要業種と領域を明確にしていなかったが、戦略再編政策では、「重要業種と領域は主に、国家安全にかかわる業種、重大なインフラと重要な鉱山資源、重要な公共財・サービスを提供する業種及び支柱産業とハイテク産業における重要基幹企業を指す」とされた。

中央企業を管轄する国務院国有資産監督管理委員会は、次のように重要業種と領域を明

⁴¹ 全文は<http://news.ipr.gov.cn/ipr/news/upload/270381.doc>で入手できる。

⁴² <http://chinese.wsj.com/gb/20070410/bus080355.asp?source=NewSearch>

⁴³ <http://jp.reuters.com/article/domesticEquities/idJPnTK313611620070419>

<http://mobile.seisyun.net/cgi/agate/news21/news4plus/1176263690/1/a>

⁴⁴ 『国有資本の調整及び国有企業の再編の推進に関する指導意見』（2006.12.05）（国務院弁公庁 国弁発[2006] 97 号）。全文はhttp://www.china.com.cn/policy/txt/2006-12/19/content_7527284.htmで入手できる。

確にした⁴⁵。軍事産業、電網電力、石油・石油化学、電気通信、石炭、航空サービス、港運業を含む 7 つの業種における国有資本は、絶対的な支配力を有し、マジョリティを持つ。次に、プラント・設備製造、自動車、電子情報、建築、鉄鋼、非鉄金属、化学、探査設計、科学技術などの業種について国有資本は、比較的強い支配力を有し、マジョリティか条件付マイノリティを有するとされた。つまり、これら 7 つの業種やその他の基幹産業は、「国家の安全及び公共の利益にかかわる重要業種と領域」と明確にされただけでなく、民営資本や外資の参入を排除して国有資本の支配が強調された。ただし、中国では、このような業種定義や国有資本支配に対して「国家の安全及び公共の利益」の名を借りた行政独占的発想であると批判の声も強まっている⁴⁶。

中国では、経済成長、雇用、輸出、技術開発などにおける民営企業のプレゼンスが高まるにつれ、中国当局も民営経済の「自由放任の政策」から「積極的な活用政策」に転換した。2005 年に『個人私営などの非公有経済発展の奨励、支持、指導に関する若干の意見』で参入障壁の撤廃・改善、財政・税制・金融面からの支援にかかわる 36 条からなる政策を発表した。2007 年 3 月には『物件法』や『企業所得税法』が制定され、法律により私有財産の保護や民営経済への差別待遇の撤廃を図った。しかし、国有経済による支配力の発想は、2007 年 10 月に開催された中国共産党大会で確認された公有経済と私有経済に対して「法律的に平等保護」、「経済的に平等競争」という二つの平等の原則と矛盾していると言わざるを得ない。

同様に、上述した主要産業における国有支配政策は、外資を活用する産業の高度化政策とも矛盾している。例えば、2004 年 5 月 21 日に国家発展改革委員会が公布した『自動車産業発展政策』の第 48 条では、自動車完成車、専用車、農業用輸送車、二輪車の合弁生産企業における中国側出資比率は 50%を下回ってはならないと規定されている。2005 年 7 月 8 日に同じ国家発展改革委員会によって公布された『鉄鋼産業発展政策』の第 23 条では、外資による中国鉄鋼産業への投資について原則として外資側がマジョリティ所有をしてはならないとされている。さらに、2006 年 2 月 13 日に公布された国務院の『装備製造業に関する若干意見』では、装備産業振興に外資活用を奨励する一方、基幹企業に対しては国のコントロール能力と主導権の維持を要求している。また、大型重点基幹装備企業の支配権を外資に売却する場合は、国務院関係部門の意見を仰ぐ必要があるとされている。これらの規制により、外資によるこれら国有企業のマジョリティー M&A は不可能に近い状態にある。中国ほど外資を沢山導入している途上国はないが、中国ほど主要産業に外資規制が多くおかれている途上国も少ない。

⁴⁵ http://news.xinhuanet.com/mrdx/2006-12/19/content_5505955.htm

⁴⁶ 「国有資産監督管理委員会による 7 大業種の独占は公平に失する」
(http://finance.ce.cn/macro/gdxw/200704/06/t20070406_10948847.shtml)

5 中国産業経済発展のゆくえ

以上で見てきたように、「改革・開放」政策から 30 年を迎えた中国は、踊り場に差し掛かった。二期目に入った胡錦濤政権のスタート、北京オリンピックの開催など政治、経済、社会に大きな変革が生じている。ニューステージに這い上がろうとする中国のチャレンジは始まったばかりである。これまでの分析で明らかにされたように、「クリエートインチェーン」を目指す中国のチャレンジに数多くの試練が待っているように思われる。

5.1 まとめ

以上の分析を通じて、中国の工業化政策の現状については、以下の三つほどの結論に纏められる。

1) 「踊り場」に差し掛かった「世界の工場」

外資の積極的導入による産業政策は、中国に急速な工業化をもたらし高度経済成長を実現させた。インフラ整備、資本蓄積、技術蓄積の初期段階にある中国は「世界の工場」となり、大きな成果を収めた中国の工業化戦略は世界からの注目を浴びた。しかし、量的拡大を続けた結果、「不足経済」を生じさせ、産業格差や貿易摩擦を拡大させてしまった。産業高度化を遅らせ、持続不可能な対内・対外不均衡をもたらした在来の産業政策は限界に達した。

つまり、「外資主導、輸出主導」といった工業化政策は転換期を迎えた。胡錦濤政権が「科学的発展」の理念を掲げ、「バランスの取れた社会」実現を提起したのは、遭遇した「成長の壁」を突破させる政策判断があったからであろう。

2) 始まった「低コスト政策」の転換

国際競争力維持の視点から「外資主導、輸出主導」の開発戦略は自ずと中国に「低コスト政策」を要求した。賃金などの労働政策、法人税などの税収政策、工場用地などの土地政策、電力・エネルギーなどのインフラ政策、人民元レートなどの為替政策など、いずれ外資有利(資本有利)、輸出有利の方向に沿って設定されていた。結果として、中国の「低コスト政策」は量的拡大の「低付加価値経済」を実現できたが、質の向上に伴う高付加価値経済化のプロセスを遅らせた。

近年採用されている一連の外資政策、通商政策、国内政策の調整は、このような「低コストの政策」を転換し、消費構造の高度化や産業の高度化からなる国民経済の高付加価値化に政策の重点を置き始めた。結果的にコストが上昇し、外資(資本)にとってかつてのような「低コスト政策」は期待できなくなった。他方、中国市場の魅力はさらに増してきた。

つまり、生産拠点としての中国は「経営環境悪化」の方向にあり、外資撤退のケースが増えた。しかし、このような「経営環境悪化」は、中国当局が意図したものであり、「両高一資」外資や労働集約外資の撤退はむしろ政策の目標でもある。他方、市場としての魅力は増しており、資本集約的・技術集約的な外資進出は拡大を見せている。生産目的

と市場目的を合わせてみると、中国の政策調整の効果は高度化の方向に動き始めていると評価されよう。

3) 政府と市場の狭間で政策の矛盾も

海外からの知財保護圧力の高まり、大学卒業生などの人材雇用の要請、経済高付加価値化と国際競争力の向上など様々な背景から中国は、付加価値産業の育成や自主技術の開発、ハイテク・新技術の応用に伴う全要素生産性の向上を図っていく以外に選択肢はなくなった。資金配分の傾斜、人材戦略の実施、ハイテク産業化プランの加速、中国的知財戦略などが矢継ぎ早に打ち出され、実行に移された。一定の成果も見せはじめた。しかし、引きずっている深刻な知財侵害問題は、「革新創造国」造りの足かせとなっている。かつては、知財侵害問題は基本的に外国からの突き上げであったが、今度は、自分の首吊りとなった。知財関連の制度整備や執行力の強化に取り組んでいるが、知財尊重の社会環境はあまりにも悪いので、「革新創造国」造りの道のりは険しい。

また、近年、中国は民間活力の活用なしに「革新創造国」造りの目標達成はありえないという理屈を理解していながら国有経済支配の動きを活発化させている。「公有制」を主体とする理念が優先され、「革新創造国」造り戦略が制約されたのである。もちろん、中国国内でも「公有制」の解釈は各人多様であり、「公有制」の維持は国有経済維持とイコールではないという解釈もあり、「公有制」に名を借りた既得権益の維持に過ぎないという側面も否めない。

5.2 中国産業経済の将来性

このように、胡錦濤政権は「科学的発展観」の下で「メイドインチャイナ」から「クリエートインチャイナ」へのシフトを急ぎ始めているが、持続可能な発展戦略を成功に導き、2020年に「革新創造国」の仲間入りを果たすためには、産業政策に頼らない発想転換が欠かせない。

1) 市場原理を基本に

中国では、社会主義市場経済の下で労働集約分野は市場メカニズムに基づく資源配分に任せて大きな成果を収め、「世界の工場」にまで成長したが、資本集約産業や技術集約産業、基幹産業は国有経済の支配下に置かれている。産業高度化の遅れはこのような政策によってもたらされた側面が大きいと考えられる。世界各国でこれら分野の大部分は自由競争が行われており、「国の安全保障と公共の利益」が脅かされている事例はほとんどない。逆に国の経済発展と福祉向上に貢献している。

国有経済支配が絶対であるというファンダメンタルズ的な議論よりも、国有企業、外資企業、私営企業は市場参入者として平等に扱い、資本と関係なくフェアな競争環境整備が欠かせない。

2) 知的創造尊重の社会を

「革新創造国」造りの戦略推進には自由な知的創造環境が欠かせない。前述の分析で

見てきたように、中国は、知財制度・法律の整備、革新創造成果の知財化の推進、知財侵害に関する罰則強化などにおいて、司法的手段、行政的手段、経済的手段を用意して知的創造奨励の枠組みが整備されている。海外では、中国の知財制度の未整備や実行力の弱さに問題提起が多く見られるが、実際、中国の知財制度や取締体制は驚くほど整備されており、取り掛かっている。それにも係らず、知財侵害問題が深刻になっているのは、知的創造を尊重する社会環境が整っていないように思われる。

つまり、これからは全面的な知財文化の普及や、知財意識の向上、他人の知的創造への尊重、コンプライアンス意識などを深堀して推進していく必要がある。知的創造尊重の社会が形成されてはじめて「革新創造国」の仲間入りが果たされることになるだろう。

3) 新型サービス産業の育成が必要

産業の高度化、高付加価値経済を実現するためには、単なる自主技術開発による産業育成に止まらず、効率性をもたらす、発達したサービス産業(金融、通信、流通、教育、法律・コンサルなど)が欠かせない。また、農林水産業、工業、サービス業の発展など、産業の多様性によるバランスの取れた経済成長も必要である。さらに、ITなどを活用して、ホワイトカラーの雇用吸収に欠かせない新型サービス産業(例えば、アウトソーシング産業等)の振興も必要となるだろう。

新型サービス産業の発展にかかせないのは、契約社会の形成、コンプライアンス、信用社会の基盤である。中国にとってこれらの制度整備・社会文化の形成は単なる技術開発、産業育成より大きなチャレンジとなる。整備された制度、形成された信用社会、知的創造尊重の文化基盤ができたとき、「革新創造国」の仲間入りは達成されたと評価されよう。

参考文献

- ・ 中国科学技術部 2007 『中国高技術発展年鑑 2007』 北京理工大学出版社
- ・ Georgia Institute of Technology 2008
Technology-based Competitiveness of 33 Nations 2007 Report Web
- ・ IMD 2007 *The World Competitiveness Yearbook* IMD
- ・ ジェトロ 2008 『平成 19 年度わが国企業の海外ビジネスに関するアンケート調査』 Web
- ・ 金堅敏 2004 『中国企業の技術力に関する一考察』 Web 版
- ・ 国家知識産権局等 2008 『2007 年中国知識産権保護状況(摘要)』 Web
- ・ MHRD 2008 *Science & Engineering Indicators* Web
- ・ 特許庁 2008 『2007 年度 模倣被害調査報告書』 Web
- ・ World Bank 2007 *World Development Indicator2007* The WORLD BANK
- ・ 全国工商連合会 2007 『2007 年民営経済報告』 中国社会科学文献出版社

研究レポート一覧

No.320	「革新創造国」造りに向かう中国のチャレンジ	金 堅敏 (2008年5月)
No.319	急拡大する中国の自動車市場と日系企業の対応	朱 炎 (2008年5月)
No.318	バリュー・プライシング実現に向けた一考察	長島 直樹 (2008年4月)
No.317	証券化の活用による賃貸住宅市場の革新	米山 秀隆 (2008年4月)
No.316	欧州との比較による日本の林業機械と作業システムの課題	梶山 恵司 (2008年4月)
No.315	中国企業の海外投資戦略と政府系ファンド	金 堅敏 (2008年4月)
No.314	カテゴリライゼーションの消費者行動における重要性 －Willingness to payへの影響－	新堂 精士 (2008年3月)
No.313	女性労働者の出生行動と金銭的インセンティブ －健康保険組合データに基づくパネルデータより	河野 敏鑑 (2008年3月)
No.312	オープン・イノベーションと研究成果の無償公開	絹川 真哉 (2008年3月)
No.311	市民の資金拠出による社会変革活動	米山 秀隆 (2008年3月)
No.310	物流、卸売・小売のイノベーションにおける重要要因② －ケーススタディから導出された要因の検証－	木村 達也 (2008年3月)
No.309	物流、卸売・小売のイノベーションにおける重要要因① －ヤマト運輸とセブン-イレブン・ジャパンの ケーススタディー	木村 達也 (2008年2月)
No.308	グローバル市場における日本企業の CSRサプライチェーン	生田 孝史 (2008年1月)
No.307	外貨準備の本格的運用を始めた中国 －中国投資設立の影響とビジネスチャンス－	朱 炎 (2008年1月)
No.306	企業の取引関係ネットワークと企業規模との関係	齊藤有希子 (2008年1月)
No.305	高齢化社会における家計の資産選択行動の変化と その含意	南波駿太郎 (2007年11月)
No.304	サービス・コストに関する一考察 －利用者の視点から－	長島 直樹 (2007年11月)
No.303	企業の研究開発活動のオープン化	西尾好司・絹川真哉 湯川 抗 (2007年11月)
No.302	Intergovernmental Relation from the Fiscal Aspect in China -Reform movements and Tasks Compared to Japanese Experience-	Jiro Naito (2007年11月)
No.301	「エネルギー分野の規制改革(第2段階)のあり方 －電力分野に関する検討」	武石 礼司 (2007年10月)
No.300	「日本の医療産業イノベーション」 －科学技術戦略による統合医療推進－	田邊 敏憲 (2007年10月)
No.299	定期借家制度の活用による賃貸住宅市場の活性化	米山 秀雄 (2007年10月)
No.298	内部統制を形骸化させないために	浜屋 敏・瀧口樹良 前川 徹 (2007年10月)
No.297	Web2.0企業の実態と成長に関する研究	湯川 抗 (2007年9月)
No.296	CGMと消費者の購買行動	浜屋 敏 (2007年8月)
No.295	中国市場における環境評価の動向と日本への影響	大隈慎吾・生田孝史 濱崎 博 (2007年6月)

<http://jp.fujitsu.com/group/fri/report/research/>

研究レポートは上記URLからも検索できます



THE POSSIBILITIES ARE INFINITE

富士通総研 経済研究所

〒105-0022 東京都港区海岸1丁目16番1号 (ニューピア竹芝サウスタワー)
TEL.03-5401-8392 FAX.03-5401-8438
URL <http://jp.fujitsu.com/group/fri/>